

## 育児・介護休業等の適用除外に関する労使協定書

公益財団法人世田谷区保健センターと公益財団法人世田谷区保健センターの職員の過半数代表者は、公益財団法人世田谷区保健センターにおける育児・介護休業等の適用除外に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 理事長は、次の職員から生後1歳に満たない子と同居し、養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 育児休業の開始日において継続した雇用が6か月未満の職員
- (2) 非常勤職員としての雇用期間が、更新限度の上限となる雇用期間の最終日から起算して、6か月未満である職員
- (3) 1か月の所定労働日数が8日未満の職員

(介護休業の申出を拒むことができる職員)

第2条 理事長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 介護休業の開始日において継続した雇用が6か月未満の職員
- (2) 非常勤職員としての雇用期間が、更新限度の上限となる雇用期間の最終日から起算して、6か月未満である職員
- (3) 1か月の所定労働日数が8日未満の職員

(子の看護休暇の申出を拒むことができる職員)

第3条 理事長は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 1か月の所定労働日数が8日未満の職員

(介護休暇の申出を拒むことができる職員)

第4条 理事長は、次の職員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 1か月の所定労働日数が8日未満の職員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第5条 理事長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 継続した雇用が1年未満の職員
- (2) 1日の所定労働時間が6時間未満の職員
- (3) 1か月の所定労働日数が8日未満の職員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第6条 理事長は、次の職員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 継続した雇用が1年未満の職員
- (2) 1か月の所定労働日数が8日未満の職員

(職員への通知)

第7条 理事長は、第1条から第6条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成27年8月1日から平成28年7月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、財団、職員の過半数代表者いずれからも申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成27年11月13日

公益財団法人世田谷区保健センター

理事長 永井 努



保健センター 保健センター職員過半数代表者

片口 直英



総合福祉センター職員過半数代表者

高野 典夫

